

三重県公衆浴場入浴料金協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、指定時刻までに会場で受付をし、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行います。なお、受付開始時点で定員を超える傍聴希望者があった場合は抽選を行います。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3の事項に反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。

3 検討会を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において、飲酒又は喫煙しないこと。
- (4) 会場において、座長の許可なく、検討会の模様の撮影、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為を行わないこと。